

## 外国人の新規入国の停止（発行済み査証効力の一時停止）について

（ポイント）

- 外国人の新規入国については、12月2日午前0時（日本時間）以降、当面の間、在留資格のある（＝長期滞在の）「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「外交」のみ可能となり、それ以外の査証を有する者の入国は出来なくなります。
- これにより、12月2日以前に「日本人の配偶者等」として発給された短期滞在査証（査証カテゴリー：(V)AS TEMPORARY VISITOR）も一時的に効力を失い、同査証での入国は認められなくなります。

（本文）

### 1 発行済み査証の効力の一時停止

オミクロン株に対する緊急避難措置として、12月2日午前0時（日本時間）以降、それまでに発給された査証は、当面の間（一時的）効力が停止されます。

但し、この間も、在留資格のある（＝長期滞在）「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「外交」（※以下の3つのカテゴリー）については入国が可能ですが、「日本人の配偶者等」として発給された短期滞在査証（(V)AS TEMPORARY VISITOR）については、効力停止の対象となるため、同査証での入国は認められなくなりますので、ご注意ください。

※以下の3つのカテゴリーの査証は引き続き有効であり、入国の対象となります。

- ・日本人の配偶者等（(S)AS SPOUSE, CHILD OF JAPANESE）
- ・永住者の配偶者等（(S)AS SPOUSE OF PERMANENT RESIDENT）
- ・外交（(D)AS DIPLOMAT）

外務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html#section4](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html#section4)

### 2 今後の査証申請の取り扱い

当面の間、渡航目的が「日本人の配偶者等（長期滞在のみ）」、「永住者の配偶者等（長期滞在のみ）」、「外交」の場合のみ査証の申請を受付します。

短期滞在を目的とする査証の申請は受付できませんが、特に、人道上真に配慮すべき事情があり、本年12月中に入国する必要がある場合は、当館領事部までご連絡ください。

- ・電話番号（代表）：313-567-0120 内線 214
- ・査証関連メールアドレス：[visa@dt.mofa.go.jp](mailto:visa@dt.mofa.go.jp)

【在デトロイト日本国総領事館】

住所：400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話：(313) 567-0120（代表）

（在デトロイト日本国総領事館から在留邦人の皆様へ）

～講師募集～

当館管内補習校（デトロイト、バトルクリーク、グランドラピッズ、コロンバス、シンシナティ、オハイオ西部、クリーブランド、トリド）の講師を募集しています。

詳細はこちら、[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/schooljobs.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/schooljobs.html)

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

[seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp](mailto:seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp)

※2. 既にミシガン州、オハイオ州から転出された方については、変更/帰国届の届け出により、本メール配信は停止されます。変更/帰国届の提出については以下の URL をご確認ください（オンラインで在留届を提出されている方は、オンラインで提出ができます）。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※3. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

[http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※4. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>